

平成 27 年度第 1 回上越市地域包括支援センター運営協議会 次第

日時：平成 27 年 8 月 6 日（木）

午後 7 時から 8 時 30 分

会場：上越市役所 401 会議室

1 開会

2 委嘱状交付

3 あいさつ

4 委員自己紹介

5 事務局自己紹介

6 会長、副会長選出

7 議題

(1) 地域包括支援センターについて

(2) 地域包括支援センター運営協議会の役割と今後の予定について

(3) その他

8 その他

9 閉会

第5期計画における施策の基本方向

○高齢者保健福祉の総合的な推進
・介護が必要にならないための保健福祉サービスや疾病予防等の介護予防の充実を図る

○介護基盤整備の計画的な推進
・介護基盤の質的・量的な整備を図る
・介護が必要となっても住み慣れた地域で生活できるよう居宅サービスを充実

○人権を尊重する介護の制度的な推進
・自己決定につなげる支援状況を整える
・成年後見制度等の普及・啓発

第5期の検証結果（当市の現状）

○保険給付費、要介護認定者数が計画値よりも減少（特に要介護4・5）
○地域包括ケアシステムの構築に向け多様な職種による連携のもと地域ケア会議を実施
○高齢者健康支援訪問事業を始めとした個別保健指導の実施により、ハイリスク者の要介護状態への移行を抑制
○計画に基づき、施設整備を実施
○特別養護老人ホームの入所指針の運用状況を調査し、施設長等との協議を踏まえ、見直し案を作成

これらの現状を踏まえて

介護保険制度の主な改正内容【国】（平成27年4月～）

○地域包括ケアシステムの構築
・在宅医療・介護連携の推進
・認知症施策の推進
・地域ケア会議の推進
・生活支援サービスの充実、強化
・全国一律の予防給付のうち通所介護・訪問介護のサービスを市町村が行う地域支援事業へ移行し、多様化
・特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護3以上に限定

○費用負担の公平化
・低所得者の保険料の軽減割合を拡大
・一定以上の所得のある利用者の自己負担を引上げ（平成27年8月～）
・補足給付の要件に資産等を追加（非課税年金の勘案は平成28年8月～）

上越市第6期介護保険事業計画・第7期高齢者福祉計画

第6期介護保険事業計画の目標（基本姿勢）

1 地域包括ケアシステムの構築に向けた重点取組事項
①在宅医療・介護連携の推進…情報共有システムの運用開始、多様な職種による会議、研修会の実施
②認知症施策の推進…認知症初期集中支援チームを新設し、早期からの支援体制を強化
③地域ケア会議の推進…4つのレベルの地域ケア会議を通じた課題抽出や支援策などの協議
④生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進…協議体を設置し、生活支援コーディネーターを配置
◎地域包括ケアシステムの構築に向けた当市独自の取組
○介護予防の推進
・要介護認定状況の分析、保健師・栄養士による高齢者健康支援訪問事業を始めとした、個別保健指導による生活習慣病等の重症化予防を充実
・軽度の要介護認定者に対し、保健師・栄養士が介護支援専門員と連携しケアプランを作成することで、介護の重度化予防を図る
○生きがい・居場所づくりの推進
・地域単位で通いの場を設置し、高齢者の居場所と出番を創出し、元気な高齢者が支援を必要とする高齢者を支える仕組みづくりを推進
○高齢者の見守り・地域支え合いの推進
・地域住民、事業所、関係機関、行政等が連携し、地域における見守り体制を強化
2 均衡のとれたサービス基盤の展開
○サービスの提供範囲が限られている居宅サービスについては、空白エリアが生じないように対応する
○各地区・地域の実情に即した展開が図られるよう地域密着型サービスの充実を図る

当市の将来像

2025年（平成37年）の当市の姿

①高齢者が住み慣れた地域でサービスや支援を受けるなど地域支え合いの体制が構築されている状態

②一人ひとりが介護予防の重要性を認識し、生活習慣病等の重症化を始めとして介護予防に取り組んでいる状態

③家族や地域の人認知症を正しく理解し全ての認知症の人が安全・安心な生活を営んでいる状態

④重度な要介護状態になっても、24時間365日安心して快適な生活を送ることができるよう、医療・介護・住まいなどの環境が充実している状態

上越市第6次総合計画

○高齢者福祉の推進
○市民活動の促進
・戦略1（暮らしの安心感を高める「つながり」の構築）

上越市健康増進計画

○生活習慣病の発症予防と重症化予防
・健康寿命の延伸
・健康格差の縮小

上越市データヘルス計画

○レセプト・健診情報等を活用したデータヘルス（医療保険者によるデータ分析に基づく保健指導）の推進

上越市障害者福祉計画

○だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる自立と共生のまちをつくる

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）において行う事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 事業の対象者は、次に掲げる人とする。

- (1) 市内に住所を有する介護保険の被保険者で要介護状態又は要介護状態となるおそれがある人（以下「要介護状態等にある人」という。）及びその家族
- (2) その他市長が適当と認める人

(事業の実施方法)

第3条 事業は、市が事業の実施を委託した社会福祉法人等（以下「受託法人等」という。）がその所有し、又は使用する権利を有する施設において実施するものとする。

(事業の内容)

第4条 事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 総合相談・支援事業

- ア 要介護状態等にある人の実態等の把握
- イ 各種保健・福祉サービスの広報及び申請の支援
- ウ 在宅介護等に関する相談及び指導
- エ 関係行政機関及びサービス実施機関等との連絡及び調整
- オ 訪問、面接等による介護予防等の指導及び助言
- カ その他在宅福祉の向上に必要と認められること。

(2) 権利擁護事業

- ア 第2条に規定する事業の対象者（以下「事業対象者」という。）に対する虐待の防止及びその早期発見
- イ その他の事業対象者に対する権利擁護のために必要な援助

(3) 介護予防マネジメント事業

- ア 要介護状態等にある人の処遇目標の設定
- イ 介護予防サービス、生活支援サービス等の総合調整
- ウ 介護予防サービス提供機関との調整等

(4) 包括的・継続的マネジメント事業

- ア 介護支援専門員への日常的な指導及び助言

イ 介護支援専門員が担当する処遇困難事例に対する相談及び支援

ウ 地域の関係機関との調整

(職員の配置)

第5条 センターには、事業の管理責任者を定めるとともに、次に掲げるセンターの区分に応じ、当該各号に定めるところにより受託法人等の職員を配置するものとする。

(1) I型 次に掲げる資格を有する職員を常勤職員としてそれぞれ配置するものとする。

ア 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第1項に規定する社会福祉士又はこれに準ずる人として市長が認める人（以下「社会福祉士等」という。）

イ 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第2条に規定する保健師又は同法第5条に規定する看護師で地域ケアについて経験を有する人（以下「保健師等」という。）

ウ 主任介護支援専門員

(2) II型 次に掲げる資格を有する職員それぞれ1人を常勤職員として配置するものとする。

ア 保健師等

イ 社会福祉士等又は主任介護支援専門員

(3) III型 第1号に掲げる資格のいずれかを有する職員2人を常勤職員として配置するものとする。ただし、1人は、業務の実施に支障のない範囲において他の業務と兼務させることができる。

(4) IV型 第1号に掲げる資格のいずれかを有する職員1人を常勤職員として配置するものとする。ただし、業務の実施に支障のない範囲において他の業務と兼務させることができる。

(事業の休業日等)

第6条 事業の休業日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 日曜日。ただし、市長が別に指定する受託法人等が実施する事業にあつては、日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年1月3日まで

(4) その他市長が特に定める日

2 事業の実施時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変

更することができる。

(1) 平日 午前8時30分から午後5時まで

(2) 土曜日 午前8時30分から正午まで

3 事業の実施に当たっては、前2項の規定にかかわらず、緊急時の相談等に対応できるよう特別養護老人ホーム及び老人保健施設等と連携し、24時間対応が可能な体制を組まなければならない。

(管理責任者の職務)

第7条 事業の管理責任者は、次に定める職務を行う。

(1) 事業の実施に当たり、上越市地域ケア会議及び各種サービス実施機関との連携を密にすること。

(2) 毎月の事業の実施計画を作成するとともに、市長に実施状況を報告すること。

(3) 事業の運営について必要な帳簿を管理すること。

(職員の責務)

第8条 事業の実施に当たる職員は、利用者等のプライバシーの尊重に十分留意し、その職務上知り得た利用者等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 職員は、各種研修会等あらゆる機会をとらえて自己研さんに努めなければならない。

(運営協議会の設置)

第9条 市長は、事業の円滑な運営を図るため、上越市地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(調整担当職員の配置)

第10条 市長は、各センターにおける業務の実施の調整等を担当する職員を高齢者支援課に配置するものとする。

2 前項の職員は、非常勤の職員とすることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

(上越市在宅介護支援センター事業実施要綱の廃止)

2 上越市在宅介護支援センター事業実施要綱（平成6年5月1日実施）は、廃止する。

附 則

この要綱は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から実施する。

(1) 次号に掲げる改正規定以外の改正規定 平成21年4月1日

(2) 第1条の改正規定 平成21年5月1日

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

上越市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第1項に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の円滑かつ適正な運営を図るため、上越市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 運営協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) センターの設置等に関すること。
- (2) センターの運営の評価に関すること。
- (3) センターの職員の確保に関すること。
- (4) 地域における介護保険以外の福祉サービス等との連携その他の地域包括ケアに関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 運営協議会は、次に掲げる人のうちから市長が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。

- (1) 介護サービス又は介護予防サービスに関係する事業者又は団体の代表者
- (2) 介護サービス又は介護予防サービスを利用している人
- (3) 介護保険以外の福祉サービスに関係する事業者又は団体の代表者
- (4) 権利擁護、相談事業等を行う機関に属する人
- (5) 学識経験者
- (6) 公募に応じた市民
- (7) その他市長が必要と認める人

(委員の任期)

第4条 運営協議会の委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 運営協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 運営協議会は、協議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 運営協議会の庶務は、高齢者支援課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、運営協議会が定める。

附 則

この要綱は、平成18年1月4日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

平成 27 年度 地域包括支援センター運営協議会予定について

第 1 回

日 時：平成 27 年 8 月 6 日（木）午後 7 時から 8 時 30 分

内 容：委員委嘱

会長・副会長の選出

地域包括支援センターについて

地域包括支援センター運営協議会の役割について

第 2 回

日 時：平成 27 年 10 月中旬

内 容：平成 26 年度地域包括支援センターの活動実績報告

平成 27 年度地域包括支援センターの活動方針および活動状況について

第 3 回

日 時：平成 28 年 2 月中旬

内 容：平成 27 年度地域包括支援センター活動実績報告

平成 28 年度地域包括支援センター委託事業（案）について